

令和2年度「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師 施術料金算定基準」の改定について

1 概要

労災保険のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術料金については、労働基準局長通達(※)で定める算定基準に基づき算定しており、健康保険の改定を踏まえて原則2年毎に改定している。

今般、健康保険において、算定基準の改定（令和2年12月1日）が行われたことから、労災保険においても、健康保険の改定内容を踏まえ、局長通達の一部改定を行ったもの。

※昭和57年5月11日付け基発第326号-1「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて」

2 改定内容

健康保険の改定額と同額を基本として改定を行った。

(1) 初検料、技術料（はり・きゅう）、施術料（マッサージ）の引き上げ

算定項目	現行	引上額	改定後
初検料（1術）（2術（はり・きゅう併用））	2,910円	60円	2,970円
施術料（はり・きゅう）			
1術	2,930円	10円	2,940円
2術（はり・きゅう併用）	4,050円	20円	4,070円
施術料（マッサージ）	2,930円	10円	2,940円
施術料（はり又はきゅうとマッサージの併用）	4,050円	20円	4,070円

(2) 往療料の距離に応じた加算額の改定

【現行】 4kmまで 2,760円 4km超 3,240円

【改定後】 4kmまで 2,760円 4km超 3,060円

(3) 変形徒手矯正術の算定方法等の改正

変形徒手矯正術はマッサージの加算と整理し、450円とする。

また、健康保険の取扱いを踏まえ、1ヵ月を超えて変形徒手矯正術を受ける場合、再度医師からの診断書交付を必要とする。

(4) マッサージの加算としての特殊マッサージのうちの「関節マッサージ」の廃止

(3)により変形徒手矯正術をマッサージの加算としたため、関節マッサージの加算と重複することになったこと等により、これを廃止する。

3 影響額（試算）

54千円（令和2年度）

4 施行期日

令和3年2月1日

労災保険におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による 施術の取扱いについて

○労災保険におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術については、療養(補償)等給付(療養の費用)として、労働基準監督署長が支給・不支給決定を行う。

※指名施術所で施術を受けた場合の例

